

## 2021年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2021年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
社会 解説書 42 頁	問題 29 正答	正解 <u>2, 3</u>	正解 <u>2, 3, 4</u> 選択肢内の「計画過程」の定義が不明瞭なため、選択肢 4 も○となる。したがって、正解は 2 と 3 と 4
社会 解説書 52 頁	問題 34 正答	正解 <u>2</u>	正解 <u>2, 5</u> 社会福祉法第 107 条に基づき、「市町村地域福祉計画」における住民参加は、「義務」ではなく、「 <b>努力義務</b> 」である。したがって、正解は 2 と 5
社会 解説書 69 頁	問題 46 正答	4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項は、都道府県障害者計画と市町村障害者計画のどちらにも盛り込まれる。	4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項は、都道府県 <b>障害福祉計画</b> と市町村 <b>障害福祉計画</b> のどちらにも盛り込まれる。 したがって選択肢 4 も不適切となる。
社会 解説書 133 頁	問題 82 正答	正解 <u>1</u>	正解 <u>3</u> ※解説書に記載の正解番号に誤りがございました。
社会 解説書 231 頁	問題 145 選択肢考察 5	× 5 選択肢は被保護者就労準備支援事業の対象者と考えられるが、ハローワークでの求職活動の同行は生活困窮者自立支援法における被保護者就労支援事業の内容を指している。	× 5 選択肢は被保護者就労準備支援事業の対象者と考えられるが、ハローワークでの求職活動の同行は生活保護法に基づく被保護者就労支援事業の内容を指している。
社会 解説書 126- 127 頁	問題 78 選択肢考察 5	× 5 法務局が遺言者の死亡を知ったのち、自ら相続人らに対して遺言が保管されていることを通知することはない。	× 5 <u>自筆証書遺言保管制度には「死亡時通知」や「関係遺言書保管通知」がある。法務局が遺言者の死亡を知ったのち、自ら相続人らに対して遺言が保管されていることを通知する場合がある。また、通知する相手は相続人に限らず、受遺者、遺言執行者にすることもできる。</u> （※1※2）

<p>社会 解説書 206 頁</p>	<p>問題 127 選択肢考察 2</p>	<p>×2 創設されたのは特別養護老人ホームである。</p>	<p>○2 1963 年（昭和 38 年）の老人福祉法制定により、<u>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</u>が規定された。 ※創設の定義が曖昧のため、3 施設が規定された事実を覚える。</p>
-------------------------	---------------------------	--------------------------------	---

問題 78 選択肢 5

選択肢には、「死亡時通知」や「関係遺言書保管通知」に関する要件定義がされていないため誤りである。

※1 「死亡時通知」

本人が死亡した場合に、法務局が相続人等に自筆証書遺言がある旨を通知することがあるが、適用する場合には、生前に「遺言書の保管通知書」に書かれている同意事項に同意し、死亡時通知を送付する 1 名を指定しておく手続きが必要である。また、**通知する相手は相続人に限らず、受遺者、遺言執行者にすることもできる。**

※2 「関係遺言書保管通知」

法務局は相続人らの一人に遺言書の内容を証明する書面を交付した場合には、遺言書の保管をしていることを、速やかに他の相続人らにも通知しなければならない。

エムスリーエデュケーション株式会社

福祉教育カレッジ／模試編集グループ

※模擬試験の正誤情報は、福祉教育カレッジ HP にて最新の情報が公開されています。

<http://www.m3e.jp/fukushi/>